

総合福祉部会 第13回	
H23. 4. 26	追加参考資料 4
門屋委員提出資料	

へいせい23ねん4がつ13にち  
平成23年4月13日

しょう しょうせいどかいかくすいしんかいぎ  
障がい者制度改革推進会議

ふくしぶかいちょう さとう ひさお どの  
福祉部会長 佐藤 久夫 殿

しゃだんほうじんにほんしゃかいふくししかい かいちょう やまむら むつみ  
社団法人日本社会福祉士会 会長 山村 睦  
しゃだんほうじんにほんせいしんほけんふくしきょうかい かいちょう たけなか ひでこ  
社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 竹中 秀彦  
こうえきしゃだんほうじんにほんいりょうしゃかいふくしきょうかい かいちょう ささおか まゆみ  
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 笹岡 真弓  
とくていひえいりかつどうほうじんにほんそーしゃるわーかーきょうかい かいちょう すずき ごろう  
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 鈴木 五郎  
しゃだんほうじんにほんしゃかいふくししやうせいこうきょうかい かいちょう しらさわ まさかず  
社団法人日本社会福祉士養成校協会 会長 白澤 政和  
いっばんしゃだんほうじんにほんせいしんほけんふくししやうせいこうきょうかい かいちょう やなか てるお  
一般社団法人日本精神保健福祉士養成校協会 会長 谷中 輝雄  
しゃだんほうじんにほんしゃかいふくしきょういっくがっこうれんめい かいちょう たかはし しげひろ  
社団法人日本社会福祉教育学校連盟 会長 高橋 重宏

## しょう しゃ そうだんしえん かん ようぼうしょ 障がい者の相談支援に関する要望書

しょう しゃそうごうふくしほう せいてい しょう しゃ ちいき あんしん そんげん  
「障がい者総合福祉法」の制定にあたっては、障がい者が地域で安心して尊厳の  
ある生活を続けられることが最も優先されるべきことであり、相談支援はそれを果たすた  
めの中核となる支援です。そこで、障がい者の意思を尊重した上で、生活を支援する  
視点から、相談支援に関して下記の3点を要望します。

### 記

- しょう しゃ そうだんしえんたいせい てきせつ じんざい かくほ はか じゅうぶん  
1. 障がい者への相談支援体制において適切な人材の確保が図れるよう十分  
な財源を確保すること

そうだんしえんたいせい しょう しゃ そんげん じりつ せいかつ ささ ちゅうかくてき  
相談支援体制は、障がい者が尊厳のある自立した生活を支えるための中核的な  
制度です。したがって、障がい者の立場に立って、障がい者が利用しやすい相談支援の仕  
組みづくりを推進すること、自立を支援できる人材を確保するための財源を確保すること  
が不可欠です。

- そうだんしえん じんざい しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし かつよう  
2. 相談支援の人材については社会福祉士や精神保健福祉士を活用すること

しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし そうだんしえん せんもんか しょう しゃ じりつ ささ  
社会福祉士や精神保健福祉士は相談支援の専門家であり、障がい者の自立を支える  
ために、こじん しえん ちいき だんたい そしき はたら りきりょう ゆう  
個人への支援のみならず、地域や団体・組織へ働きかける力量を有しています。  
また、りょうしかく ようせいこう そうだんしえん たい こうぎ えんしゅう じっしゅう おお じかん  
両資格の養成校では、相談支援に対する講義、演習、実習に多くの時間  
をつい そうだんしえん じんざい ようせい  
を費やし、相談支援の人材を養成しています。

### しょうらいてき しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし そうだんしえんせんもんいん きそしかく 3. 将来的には社会福祉士や精神保健福祉士を相談支援専門員の基礎資格とし いちづ て位置付けること

げんざい そうだんしえんせんもんいん いったい けんしゅう ようせい そうだんしえん  
現在、相談支援専門員は一定の研修によって養成されていますが、相談支援  
たいせい かくりつ たか せんもんせい ひつよう しゃかいふくししおよ せいしんほけんふく  
体制を確立するためにはより高い専門性が必要です。社会福祉士及び精神保健福  
しし ようせいこう きそしかく きょういく おこ しゃかいふくしし  
祉士の養成校では、その基礎資格となるべき教育を行っており、社会福祉士については  
へいせい19ねん12がつ しゃかいふくししおよ かいごふくししほう せいしんほけんふくしし  
平成19年12月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が、精神保健福祉士については  
へいせい22ねん12がつ せいしんほけんふくししほう かいせい そうだんしえん じっせんのうりよく  
平成22年12月に「精神保健福祉士法」が改正され、相談支援でより実践能力の  
ある人材を養成することに努めています。このような教育を受けた国家資格取得者を  
じんざい ようせい つと きょういく う こっかしかくしゅとくしゃ  
基礎資格とすることで、きょうつう そうだんしえん かん ちしき ぎじゅつ ゆう  
共通の相談支援に関する知識と技術を有すること、また、より  
こうかてき こうりつてき そうだんしえんせんもんいん ようせいけんしゅう おこな かのう しょう  
効果的・効率的な相談支援専門員の養成研修を行うことも可能となり、障が  
しゃ そうだんしえん たか せんもんせい かくほ かんが  
い者の相談支援において高い専門性が確保できると考えます。

いじょう  
以上